

自主施工工事実施要領（試行案）

平成17年 8月
(平成18年 8月 一部改訂)
(平成21年 8月 一部改訂)
(平成23年11月 一部改訂)
(平成25年 4月 一部改訂)
(令和 3年 4月 一部改訂)

石川県土木部監理課技術管理室

目 次

1. 目的	1
2. 適用範囲	1
3. 承認の通知	2
4. 共同企業体の場合の取り扱い	2
5. 品質計画書及び施工計画書の作成・提出	
(1) 品質計画書及び施工計画書の取扱い	3
(2) 品質計画書に記載すべき事項	3
6. 監督業務の変更	
(1) 検査指定材料の確認	5
(2) 段階確認	5
(3) 通常 of 立会及び段階確認	5
(4) 工事施工状況の把握	5
7. 検査記録の確認手順	
(1) 確認方法	12
(2) 実施時期	12
(3) 検査時の提出書類の様式	12
(4) 確認する内容	12
(5) 段階確認願の通知	12
8. 請負者の品質マネジメントシステムの運用状況の把握	
(1) 請負者の品質記録の把握	13
(2) 内部監査の実施の把握	13
(3) 品質マネジメントシステムの運用状況の把握の手順	13
9. 立会、確認、把握の程度	16
10. 本要領の取扱いの中止	16

自主施工工事実施要領（試行案）

1 目的

工事の品質確保と事業実施の一層の効率化を図る観点から、ISO9001 認証を取得している受注者の品質マネジメントシステムを活用した試行工事を行う。

2 適用範囲

特記仕様書に自主施工工事の対象であることが明記された工事で、以下の要件をすべて満足し、かつ受注者が希望する工事を対象とする。

(1) 提出資料

- ① 申請書[自主施工工事様式-2]
- ② ISO9001 の認証取得を示す登録証の写し
- ③ ISO9001 の審査に係る次の書類
 - イ. 直近の審査報告書（初回審査、定期審査又は更新審査のいずれかを対象として審査登録機関が発行したものに限る。）の写し
 - ロ. イの審査に係る合格判定結果の写し
- ④ 申請に係る工事を担当する内部組織が、ISO9001 認証を取得していることを示す書類
- ⑤ ISO9001 認証の範囲が工事の内容に一致していることを示す書類
ただし、②でその内容が確認できる場合は④、⑤は提出しなくてよい。
- ⑥ 内部監査※1チームリーダーが、(財)日本適合性認証協会(JAB)の認定を受けている審査員養成機関が実施する内部品質監査員養成研修又はそれと同等の研修を修了していることを示す修了証の写し
- ⑦ 内部監査チームリーダーが、以下の要件をすべて満足することを証明する経歴証明書の写し
[自主施工工事様式-4]
 - イ. 10年以上の現場経験を有する。
 - ロ. 以下の資格の少なくとも1つ以上を有する。
 - (イ) 技術士
 - (ロ) 1級土木施工管理技士
 - (ハ) 1級造園施工管理技士
 - ハ. 内部監査員としての経験を有すること。

※1 内部監査：ISO認証取得企業の行う品質管理活動及びそれに関連する結果が計画に合しているかどうか、並びにこれらの計画が有効に実施され、目標達成のために適切なものであるかを判定するために行う独立的な内部監査のこと。

⑧ 当該工事における監視・測定（検査）の結果を確認して承認する承認者（検査承認者）が、以下の資格を有していることを証する写し。

・技術士 ・ 1 級又は 2 級土木施工管理技士 ・ 1 級又は 2 級造園施工管理技士

(2) 受注者が県の請負業者有資格者名簿に登載されたもの（以下、「有資格者」という。）のうち指名基準表の等級 A 及び B に格付けされた有資格者である工事。

(3) 自主施工工事の試行対象工事は、土木部出先機関等で発注する単年度工事の中から道路建設、道路整備、河川、砂防、港湾、都市計画、公園緑地、漁港、水道、下水道等の工事とする。

ただし、新工法を採用した工事、施工条件が厳しい工事、第三者に対する影響のある工事、工事の適切・確実な履行を確保する観点から自主施工工事の試行対象とはしない。（石川県土木工事監督要綱の「監督技術基準の取扱いについて」参照）

3 承認の通知

承認については、申請書の内容を確認のうえ、申請日から 14 日以内に申請者に通知するものとする。〔自主施工工事様式－3〕

なお、承認を受けた受注者は、ISO9001 認証が取り消され、又はその維持が困難と見込まれるときは、速やかに監督員に申し出るものとする。

4 共同企業体の場合の取扱い

申請者が共同企業体の場合の取扱いは以下による。

(1) 認証取得者（ISO9001 認証を取得している受注者）

受注者が共同企業体である場合における認証取得者とは、すべての構成員が認証取得者である共同企業体をいう。

(2) 申請、承認等

共同企業体が行う自主施工工事の取扱いの申請、認証の取消の申出及び品質計画書の提出は、その代表者が行うものとする。

5 品質計画書及び施工計画書の作成・提出

自主施工工事の取扱いの承認の通知を受けた受注者は、工事に係る品質計画書及び施工計画書を作成し、工事の着手前に監督職員に提出する。

(1) 品質計画書及び施工計画書の取扱い

品質計画書及び土木工事共通仕様書に定める施工計画書は、統合して作成することができる。また、両者をそれぞれ作成する場合において、その記載事項に重複が生じるときは、その一方の記載において他方の記載を参照すべき旨を記載して作成してもよい。

(2) 品質計画書に記載すべき事項

自主施工工事において品質計画書に記載すべき事項は、表一1で示している次の4項目である。

- 1) 検査計画及び確認・立会計画
- 2) 各監視・測定（検査）の担当者及び承認者、資格
- 3) 当該工事現場に対する内部監査計画
- 4) 不適合管理計画

1) 検査計画及び確認・立会計画

受注者は、特記仕様書、共通仕様書に記載された項目、もしくは契約後に「工事打合簿」で「指示」された項目を基に、「確認」、「立会」を受ける種別、細別、確認の予定時期等を、当該工事の品質計画書又は施工計画書に記述。[自主施工工事様式－6][自主施工工事様式－7]

なお、段階確認事項等の確認区分については、品質計画書提出前に受注者と協議し、品質計画書に段階確認等の実施予定を記載するものとする。ただし、業務の全てを代替させることは出来ないものとする。

2) 各監視・測定（検査）の担当者及び承認者、資格

当該工事における監視・測定（検査）を実施する担当者名と、監視・測定の結果を臨場で確認し、承認する承認者名を記載する。ただし、担当者と承認者は別人とする。

また、監視・測定（検査）にあたり資格が必要なものについては、その資格を記載する。

3) 当該工事現場に対する内部監査計画

当該工事現場に対する内部監査の監査員の氏名、資格及び内部監査の実施時期を記載する。

※内部監査チームリーダーは内部監査のみを行い、臨場での立会を要しない。したがって、チームリーダーは現場代理人、主任・監理技術者、検査担当者・承認者と兼ねることは出来ない。

【実施時期】

内部監査は、施工途中、工事完了前に実施する。なお、施工途中においては、6ヶ月を超えない間隔で実施する。

4) 不適合管理計画

当該工事の管理において不適合が発生した場合の管理手順を、以下の3点に着目して記載する。

- ① 不適合が発生した場合の管理手順、実施者、承認者を明確にする。
- ② 不適合の定義（重大、軽微等のレベル）を明確にする。
- ③ 不適合管理に伴って実施される是正処置と予防処置の実施手順、実施者、承認者を明確にする。

表－１ 受注者の品質マネジメントシステムに基づき品質計画書に記載すべき事項

(本表を品質計画書提出時のチェックリストとして利用する)

項目	記載内容	参照する項目、添付資料(例)※2	該当する規格要求項目※1
1) 検査計画及び確認・立会計画	<input type="checkbox"/> ①確認・立会をする種別、細別、確認予定時期(※3) <input type="checkbox"/> ②受注者が実施する検査に任せる種別、確認項目 [自主施工工事様式－6、様式－7]	・品質計画書又は施工計画書の「施工管理計画」及び「製品の監視及び測定」に該当する項目 ・検査の記録様式 ・打合せ簿	製品の監視及び測定(8.2.4)
	<input type="checkbox"/> ③指定材料の記載の有無及び確認内容・監理記録・写真等受注者の検査計画		
	<input type="checkbox"/> ④段階確認に替える検査の実施項目、実施時期、検査基準、検査記録内容等検査計画を記載する		
2) 各監視・測定(検査)の担当者及び承認者、資格	<input type="checkbox"/> ①受注者が実施する検査の検査担当者と検査結果の検査承認者を明確にする、また検査担当者と検査承認者は別人とする		
	<input type="checkbox"/> ②必要な資格を満たす		
3) 当該工事現場に対する内部監査計画	<input type="checkbox"/> ①内部監査の時期：6ヶ月を越えない間隔で、施工途中に実施する計画とする	・品質計画書又は施工計画書の「内部監査の計画」 ・監査リーダーの経歴書及び資格証明書(研修修了書の写し)	内部監査(8.2.2)
	<input type="checkbox"/> ②内部監査員の資格：監査リーダーの資格は要件を満たしていること ・現場経験10年以上 ・所要資格の取得 ・所要検査員研修の終了 ・現場作業所の監査リーダー経験		
4) 不適合管理計画	<input type="checkbox"/> ①不適合が発生した場合の処置手順、実施者、承認者を明確にする	・品質計画書又は施工計画書の「不適合製品の管理」、「是正・予防処置」	不適合製品の管理(8.3) 是正処置(8.5.2) 予防処置(8.5.3)
	<input type="checkbox"/> ②不適合の定義(重大、軽微等のレベル)を明確にする		
	<input type="checkbox"/> ③是正措置、予防措置の手順、実施者、承認者を明確にする		

注(※1)：関連するISO9001の要求事項

(※2)：品質計画書又は施工計画書を把握する時に、参照する項目、添付資料の例

(※3)：この把握内容は、従来から監督職員が実施していることであるが、受注者が実施する検査に任せる種別、項目の指示及び新たに把握する各監視及び測定等の「担当者」「承認者」を把握する一連の作業の中で実施されることから記載した。

6 監督業務の変更内容

自主施工工事においては、次の（１）から（２）までの項目について7に示す受注者の「検査記録の確認」手順により通常の監督業務を代替える。

（１）「検査指定材料の確認」

設計図書において、監督員の試験、検査（確認）を受けて使用すべきものと指定された工事材料について、品質・規格等の試験、立会い、または検査（確認）を、受注者が作成した検査記録を確認することをもって代えるものとする。[自主施工工事様式－８]

（２）「段階確認」

表－２の中欄に記載した監督項目に関する「段階確認」については、原則としてそれぞれ表－２の右欄に記載した取り扱いとする。この場合において、確認したときは、監督員は、受注者に段階確認願を通知する。[自主施工工事様式－９]

（３）通常の立会及び段階確認

受注者は（１）、（２）の場合において、一部の工事の種別についてこの取扱いを希望しないときは、監督員の承諾を得て、又は、監督員が必要と認めたときは通常の立会及び通常の段階確認を選択出来るものとする。

（４）工事施工状況の把握

工事の適切な施工の確保及び請負者による検査記録の適切な作成のため、「石川県土木工事監督要綱」に定める「工事施工状況の把握」については、引き続き適宜行うものとする。

表－２ 監督項目別の段階確認方法

	監督項目	段階確認
①	掘削長さ、支持地盤等設計変更に関する項目	通常の段階確認を実施すること。
②	事前に試験矢板又は試験杭の施工を伴う項目	通常の段階確認を実施すること。ただし、試験矢板又は試験杭の施工以降の矢板及び杭の施工については、適当な時期に受注者の検査記録の一部を抽出して確認すること。
③	段階確認一覧の「確認の程度」の欄において「１回／１工事」、「１回／１構造物」等と定められている項目	適当な時期に受注者の検査記録を確認すること。
④	鉄筋組立てに関する項目	段階確認一覧に定める「確認の程度」の半分の頻度で通常の段階確認を実施すること。
⑤	その他の項目	適当な時期に受注者の検査記録の一部を抽出して確認すること。

なお、表－３に「石川県土木工事監督要綱」による段階確認一覧を記載する。

表-3 段階確認一覧

一般：一般監督
 充填：重点監督

種別	細別	確認時期	確認項目	確認の頻度	
				通常工事	自主施工工事
指定仮設工		設置完了時	使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等	1回/1工事	—
河川土工 (掘削工) 海岸土工 (掘削工) 砂防土工 (掘削工) 道路土工 (掘削工)				1回/土(岩)質の変化毎	1回/土(岩)質の変化毎
道路土工 (路床盛土工) 舗装工 (下層路盤)		ブルローリング実施時	ブルローリング実施状況	1回/1工事	—
表層安定処理工	表層混合処理 路床安定処理	処理完了時	使用材料、基準高、幅、延長、施工厚	一般:1回/1工事 重点:1回/100m	— 重点:1回/100m
	置換	掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚	一般:1回/1工事 重点:1回/100m	— 重点:1回/100m
	サトマツ	処理完了時	使用材料、幅、延長、施工厚	一般:1回/1工事 重点:1回/100m	— 重点:1回/100m
パーカルトレーン工	サトドレーン 袋詰式サトドレーン ペーパードレーン	施工時	使用材料、打ち込み深さ	一般:1回/200本 重点:1回/100本	— 重点:1回/100本
		施工完了時	施工位置、杭径	一般:1回/200本 重点:1回/100本	— 重点:1回/100本
締固め改良工	サトコンパクションパイル	施工時	使用材料、打ち込み長さ	一般:1回/200本 重点:1回/100本	— 重点:1回/100本
		施工完了時	基準高、施工位置、杭径	一般:1回/200本 重点:1回/100本	— 重点:1回/100本
固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル	施工時	使用材料、深度	一般:1回/200本 重点:1回/100本	— 重点:1回/100本
		施工完了時	基準高、位置・間隔、杭径	一般:1回/200本 重点:1回/100本	— 重点:1回/100本
	薬液注入	施工時	使用材料、深度、注入量	一般:1回/20本 重点:1回/10本	— 重点:1回/10本
矢板工 (仮設を除く)	鋼矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板+ 一般:1回/75枚 重点:1回/50枚	試験矢板 — 重点:1回/100枚
		打込完了時	基準高、変位		
	鋼管矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板+ 一般:1回/75本 重点:1回/50本	試験矢板 — 重点:1回/50本
		打込完了時	基準高、変位		
既成杭工	既成コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否、杭の支持力	試験杭+ 一般:1回/10本 重点:1回/5本	試験杭 — 重点:1回/5本

【凡例】 「 — 」：受注者の検査記録を適切な時期に、サンプリングにより確認する。
 ただし、設計変更に関する確認が必要となった場合は、通常の「段階確認」を行うものとする。

(表-3 続き)

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 頻 度	
				通 常 工 事	自 主 施 工 工 事
既成杭工	既成コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込完了時(打込杭)	基準高、偏心量	試験杭＋ 一般:1回/10本 重点:1回/5本	試験杭 － 重点:1回/5本
		掘削完了時(中掘杭)	掘削長さ、杭の先端土質		
		施工完了時(中掘杭)	基準高、偏心量		
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般:1回/10本 重点:1回/5本	－ 重点:1回/5本
場所打杭工	リバース杭 オールケーシング杭 アースリール杭 大口徑杭	掘削完了時	掘削長さ、 支持地盤	試験杭＋ 一般:1回/10本 重点:1回/5本	試験杭 － 重点:1回/5本
		鉄筋組立て完了時	使用材料 設計図書との対比	一般:30%程度 /1構造物 重点:60%程度 /1構造物	一般:15%程度 /1構造物 重点:60%程度 /1構造物
		施工完了時	基準高、偏心量、 杭径	試験杭＋ 一般:1回/10本 重点:1回/5本	試験杭 － 重点:1回/5本
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	試験杭＋ 一般:1回/10本 重点:1回/5本	試験杭 － 重点:1回/5本
深礎工		土(岩)質の変化したとき	土(岩)質、 変化位置	1回/土(岩)質の 変化毎	1回/土(岩)質の 変化毎
		掘削完了時	長さ、支持地盤	一般:1回/3本 重点:全数	一般:1回/3本 重点:全数
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	1回/1本	1回/1本
		施工完了時	基準高、偏心量、 径	一般:1回/3本 重点:全数	－ 重点:全数
		グラウト注入時	使用材料、使用量	一般:1回/3本 重点:全数	－ 重点:全数
オープンケーソン 基礎工 ニューマチックケーソン 基礎工		鉄沓据え付け完了時	使用材料、施工位置	1回/1構造物	－
		本体設置前 (オープンケーソン)	支持層		
		掘削完了時 (ニューマチックケーソン)			1回/1構造物
		土(岩)質の変化したとき	土(岩)質、 変化位置	1回/土(岩)質の 変化毎	1回/土(岩)質の 変化毎
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	1回/1ロット	1回/1ロット
鋼管井筒基礎工		打込時	使用材料、長さ、 溶接部の適否、支持力	試験杭＋ 一般:1回/10本 重点:1回/5本	試験杭 － 重点:1回/5本
		打込完了時	基準高、偏心量		
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般:1回/10本 重点:1回/5本	－ 重点:1回/5本

(表-3 続き)

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 頻 度	
				通 常 工 事	自 主 施 工 工 事
置換工 (重要構造物)		掘削完了時	使用材料、幅、 延長、置換厚、 支持地盤	1回/1構造物	1回/1構造物
築堤・護岸工		法線設置完了時	法線設置状況	1回/1法線	1回/1法線
砂防ダム		法線設置完了時	法線設置状況	1回/1法線	1回/1法線
護岸工	法覆工(覆土施工 がある場合)	覆土前	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	1回/1工事	—
	基礎工、根固工	設置完了時	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	1回/1工事	—
重要構造物 函渠工 (樋門・樋管を含む) 躯体工(橋台) RC躯体工(橋脚) 橋脚ワーキング工 RC擁壁 砂防ダム 堰本体工 排水機場本体工 水門		土(岩)質の変化し た時	土(岩)質、変化位 置	1回/土(岩)質の 変化毎	1回/土(岩)質の 変化毎
		床掘掘削完了時	支持地盤(直接基礎)	1回/1構造物	1回/1構造物
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	一般:30%程度 /1構造物 重点:60%程度 /1構造物	一般:30%程度 /1構造物 重点:60%程度 /1構造物
		埋戻し前	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	1回/1構造物	—
躯体工 RC躯体工		沓座の位置決定時	沓座の位置	1回/1構造物	—
床版工		鉄筋組み立て完了 時	使用材料 設計図書の対比	一般:30%程度 /1構造物 重点:60%程度 /1構造物	一般:30%程度 /1構造物 重点:60%程度 /1構造物
鋼 橋		仮組立て完了時 (仮組立てが省略となる場合を除く)	キャンパ-、寸法等	一般:— 重点:1回 /1構造物	一般:— 重点:1回 /1構造物
ポストテンション(I)桁 製作工 プレキャストブロック桁 組立工 プレキャスト製作工 PC和-スラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁 製作工 PC押出し 箱桁製作工		プレストレス導入完了時 横締作業完了時	設計図書との対比	一般:5%程度 /総ケーブル数 重点:10%程度 /総ケーブル数	— 重点:10%程度 /総ケーブル数
		プレストレス導入完了時 縦締作業完了時	設計図書との対比	一般:10%程度 /総ケーブル数 重点:20%程度 /総ケーブル数	— 重点:20%程度 /総ケーブル数
		PC鋼線・鉄筋組立 て完了時 (工場製作を除く)	使用材料 設計図書との対比	一般:30%程度 /1構造物 重点:60%程度 /1構造物	一般:15%程度 /1構造物 重点:60%程度 /1構造物
トンネル掘削工		土(岩)質の変化し たとき	土(岩)質、 変化位置	1回/土(岩)質の 変化毎	1回/土(岩)質の 変化毎
トンネル支保工		支保工完了時 (支保工変更毎)	吹き付けコンクリート厚、 ロックボルト打込み本数 及び長さ	1回/支保工変更 毎	—

(表-3 続き)

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 頻 度	
				通 常 工 事	自 主 施 工 工 事
トンネル覆工		コンクリート打設前掘削完了時	巻立空間	一般:1回/構造の変化毎 重点: 3打設毎又は1回/構造の変化毎の頻度の多い方 ※ 重点監督:地山等級がD,Eのもの 一般監督:重点監督以外	一般:1回/構造の変化毎 重点: 3打設毎又は1回/構造の変化毎の頻度の多い方 ※ 重点監督:地山等級がD,Eのもの 一般監督:重点監督以外
		コンクリート打設後	出来形寸法	1回/200m以上 臨場により確認	1回/200m以上 臨場により確認
トンネルパート工		鉄筋組立て完了時	設計図書との対比	1回/構造の変化毎	1回/構造の変化毎
ダム工	工事ごと別途定める		工事ごと別途定める		
浚渫		施工完了時	浚渫断面の深さ、幅、長さ	1回/1工事	—
床堀		施工完了時	床堀断面の深さ、幅、長さ	1回/1工事	—
地盤改良	置換え	掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換高、支持地盤	1回/1工事	—
	敷砂・碎石マット 載荷	施工時	使用材料	1回/1工事	—
		施工完了時	延長、天端高、天端幅、法面勾配	1回/1工事	—
	ロッドコンパクション (振動棒工法)	打ち込み時	充填材料、打ち込み間隔、配置、締め固めスローク、起振力	1回/1工事	—
		施工完了時	天端高、先端深度、施工位置、杭径	1回/1工事	—
	深層混合処理	試験打ち時	位置、深度、施工方法	試験打ち時	試験打ち時
打ち込み時		硬化材添加量、打ち込み深度	1回/1工事	—	
マット		設置完了時	使用材料、設計図書との対比	1回/1工事	—
捨石及び均し	基礎 被覆及び根固め 裏込め	施工時	使用材料	1回/1工事	—
		施工完了時	均し面の高さ、天端幅、延長等	1回/1工事	—
控工		施工時	材料及び形状寸法	1回/1工事	—
		鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との対比	1回/1工事	1回/1工事
		施工完了時	取付高さ、角度、間隔、天端高さ	1回/1工事	—

(表-3 続き)

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 頻 度	
				通 常 工 事	自 主 施 工 工 事
ケーソ	ケーソ製作	鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との対比	1回/1層	1回/1層
	ケーソ据付	据付完了時	法線に対する出入り、据付目地間隔、天端高、延長	1回/1構造物	1回/1構造物
コンクリートブロック	ブロック	製作時	幅、高さ、長さ、壁厚、対角線	1回/50組	—
		据付時	法線に対する出入り、据付目地間隔、天端高、延長	1回/1工事	—
	異形ブロック	製作時	形状寸法、ブロック外観	1回/50個	—
中詰	中詰	施工完了時	天端高等	1回/1構造物	—
	蓋コンクリート	施工完了時	天端高等	1回/1構造物	—
係船柱 防舷材 車止め		基礎施工時	アンカ設置状況等	1回/1規格品	—
		設置完了時	設置位置等	1回/1規格品	—
防食		塗装完了時	塗装状況	1回/1工事	—
		素地処理後	素地調整	1回/1工事	—
		施工中及び施工後	電防陽極及び被覆防食	1回/1工事	—
溶接		施工前	溶接面処理	1回/10箇所	—
		施工後	アーク溶接、水中溶接	1回/1箇所	—
ガス切断		施工後	形状寸法、外観	1回/10箇所	—
汚濁防止膜工		施工後	設置場所	1回/10箇所	—
木製構造物 (床堀等を行うもの)		土(岩)質の変化したとき	土及び岩の契約分類毎に地質境界線を確認	1回/土(岩)質の変化毎	1回/土(岩)質の変化毎
		埋戻し前	不可視部分について、埋戻し前に設計図書と対比し確認	1回/土(岩)質の変化毎	—
簡易木製構造物 (柵工、筋工等)		施工時	施工位置について、地形・地質等を考慮して位置を確認	1回/設置前	—
植栽工	地拵	完了時	刈り払い、伐倒高さ及び刈り払い、伐倒後の処理等の施工状況及び施工面積の有無	完了時1回	—
	追肥	完了時	肥料の種類、散布、覆土等の施工状況及び施工面積の有無を確認	完了時1回	—

(表-3 続き)

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 頻 度	
				通 常 工 事	自 主 施 工 工 事
保育	下刈り	完了時	刈り払い、高さ等の施工状況及び施工面積の有無	完了時1回	—
	つる切り	完了時	切断高さ、除去等の施工状況及び施工面積の有無	完了時1回	—
	雪起し	完了時	植栽木が垂直になるよう引き起こされているか確認	完了時1回	—
	根踏み	完了時	植栽木が垂直になるよう根元が固められているか	完了時1回	—
	地拵	完了時	刈り払い、伐倒高さ及び刈り払い、伐倒後の処理等の施工状況及び施工面積の有無	完了時1回	—
	追肥	完了時	肥料の種類、散布、覆土等の施工状況及び施工面積の有無を確認	完了時1回	—

一般： 重点監督以外の工事（一般監督）

重点： 下記の工事（重点監督）

イ 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事

ロ 施工条件が厳しい工事

→ 本県では自主施工工事の対象外

ハ 第三者に対する影響のある工事

ニ その他

7 検査記録の確認手順

(1) 確認方法

監督員は、必要な段階において、受注者の検査記録を提示させ、施工計画書に記載された計画通りに、施工管理されているかを確認する。

確認する検査記録は、「段階確認等」のうち受注者が実施する検査に置き換えたものについて、設計図書に定められ、受注者によって実施される検査の記録である。

なお、検査記録の確認は、受注者が作成・管理している全ての検査記録を対象とせず、監督員の判断によりサンプリングにより実施する。

(2) 実施時期

対象工種の重要性を考慮し、監督員の判断により、適時実施する。

<実施頻度の例>

監視・測定の対象（「種別」）の施工期間が3ヶ月を越える場合には、3ヶ月を越えない時期に実施する。

(3) 検査時の提出書類の様式

必要項目が網羅されている場合に限り、発注者が承諾の上、指定様式等によらず受注者の検査記録の様式により提出してよいものとする。

(4) 確認する内容

監督職員が受注者の検査記録を確認する内容は、以下のとおりである（表－4）。

確認内容は、監視・測定（検査）の実施内容の確認及び写真等による監視・測定状況の確認とする。

表－4 受注者の検査記録による確認内容

項目	確認内容	参照する記録（※2）	該当する規格要求項目（※1）
受注者が実施する検査内容の確認	①写真による検査実施状況の確認	・品質計画書又は施工計画書 ・検査実施状況写真 ・検査の記録 ・出来形管理記録等	製品の監視及び測定 (8.2.4)
	②結果の妥当性確認：検査結果は、設計図書の基準値を満足しているか。		

注：（※1）：関連するISO9001の要求事項

（※2）：監督職員が確認するために参照する、受注者が作成する記録の例

(5) 段階確認願の通知

監督職員は、上記の確認手順で検査記録により内容を確認したときは、段階確認願に記名し、受注者に通知する。

8 受注者の品質マネジメントシステムの運用状況の把握

監督職員は、工事施工中において、受注者の品質記録から以下の事項を抽出して把握することにより、品質マネジメントシステムの運用状況を把握する。また、不適合に関する記録があれば、不適合管理記録及び是正処置記録の内容を把握する。

(1) 受注者の品質記録の把握

受注者の品質記録に基づき、受注者による検査記録が品質計画どおり確実に実施されていること及び不適合があった場合に、必要な指示がなされ、適切な是正処置が実施されていることを把握する。

受注者による検査記録とは段階確認に関する検査、出来形及び品質の管理のための検査並びに写真管理の状況の検査をいう。

(2) 内部監査の実施の把握

内部監査（6月に1度程度（工期が6月以内の場合にあっては、工期内において1度以上）実施されるものに限る。）が適正に実施されているかどうかを把握する。

(3) 品質マネジメントシステムの運用状況の把握の手順

1) 把握方法

監督職員は、必要な段階において受注者に品質マネジメントシステムの運用状況の信頼性を担保するに足る、受注者が実施する検査に関連する記録を提示させ、品質計画書又は施工計画書に記載された計画通りに、受注者が実施しているかを把握する。

① 受注者による検査記録

7. (1) に示す確認方法に準じた方法で、受注者が施工途中で実施している各種検査の記録をサンプリングにより把握する。

② 「内部監査の結果」

「内部監査の結果」の把握は、受注者が実施した内部監査の結果を提示させ、内部監査が、品質計画書又は施工計画書に記載された計画どおりに実施されているかを把握する。

③ 「不適合管理及び是正処置」

検査や、内部監査において不適合が指摘されている場合は、是正処置記録を提示させ、是正処置が適切であるかを把握する。

2) 実施時期

監視・測定の対象（「種別」）の施工期間が3ヶ月を越える場合には、3ヶ月を超えない時期に実施する。

また、「内部監査結果」の把握は、受注者が内部監査を実施し、内部監査記録を提示した時に行う。また、内部監査記録において不適合の指摘があった場合は、是正処置記録の把握を、受注者が是正処置記録を提示した時に実施する。

3) 把握する内容

① 受注者による検査記録

7. (4) に示す確認する内容に準じた内容について、サンプリングにより把握する。

② 内部監査結果の記録

内部監査が、品質計画書又は施工計画書に記載された計画どおりに実施されているかを把握する。

③ 不適合管理及び是正処置の記録

受注者が実施する検査に関連する品質活動において、不適合が発生した場合、不適合を含む対象物（以下「不適合製品」とする）が次工程に移行されないよう適切に識別管理され、その不適合の原因が究明された上に、適切な是正処置が実施されているか、把握する。

4) 不適合がある場合

受注者の品質マネジメントシステムの運用状況に不適合がある場合、監督職員は受注者に指摘を行うとともに、是正を求める。後日、是正処置記録を提出させ、適切な処置がされていることを把握する。

5) 受注者の品質マネジメントシステムの運用状況の把握内容

受注者の品質マネジメントシステムの運用状況の把握内容を、表一5に示す

<参考>確認と把握について（石川県土木工事監督要綱より）

確認とは、契約図書に示された事項について、監督職員等が臨場もしくは受注者が提出して資料により、監督職員がその内容について契約図書との適合を確かめ、受注者に対し認めることをいう。

把握とは、監督職員等が臨場もしくは受注者が提出又は提示した資料により施工状況、使用材料、提出資料の内容等について、監督職員が契約図書との適合を自ら認識しておくことをいい、受注者に対し認めるものではない。

表－５ 受注者の品質マネジメントシステムの運用状況の把握内容

(本表を把握時のチェックリストとして利用する)

項目	記載内容	参照する項目、添付資料(例)※2	該当する規格要求項目※1
受注者が実施する検査の実施状況の把握	<input type="checkbox"/> ①品質計画書又は施工計画書で計画した通りに施工管理され、監督業務を置き換えた検査(製品の監視及び測定)が漏れなく実施されているか。 ・実施時期、頻度：計画した時期に実施されたか ・実施担当者、承認者：計画した通りの認定資格者が実施したか ・検査責任者と合否判定が明示されているか	・品質計画書又は施工計画書 ・検査実施状況写真 ・検査の記録 ・出来型管理記録等	製品の監視及び測定(8.2.4)
	<input type="checkbox"/> ②検査内容は適切か(検査記録、写真による把握) ・定めた方法で検査しているか ・検査結果は基準値を満足しているか		
	<input type="checkbox"/> ③不適合は発生しているか		
	<input type="checkbox"/> ④校正され、精度管理された機器が使われたか ・校正証の有無と有効期限(当該工事の工期内で有効か) ・使用前点検記録の有無 ・点検の実施時期と点検者名		
内部監査の実施状況把握	<input type="checkbox"/> ①内部監査が計画通りに実施されているか ・内部監査の実施時期は6ヶ月を越えない間隔で、施工途中に実施しているか ・監査リーダーは所要の資格要件を満たしているか	・品質計画書又は施工計画書 ・内部監査報告書	内部監査(8.2.2)
	<input type="checkbox"/> ②内部監査における不適合に対し、適切に是正処置を行っているか。 ・不適合の原因究明は適切か ・是正処置内容は再発防止に資する内容になっているか	・内部監査報告書 ・不適合処置記録 ・是正措置記録	
不適合製品の管理及び是正・予防処置の運用状況把握	<input type="checkbox"/> ①受注者が実施する検査に関連する品質活動において、不適合製品が発生した場合、品質計画書又は施工計画書で計画した不適合製品管理手順に基づいて、発生した不適合製品の処置がなされているか	・品質計画書又は施工計画書 ・製品の監視・測定の記録 ・不適合処置記録 ・是正処置記録 ・予防処置記録	不適合製品の管理(8.3) 是正処置(8.5.2) 予防処置(8.5.3)
	<input type="checkbox"/> ②不適合の原因究明内容が正確であるか		
	<input type="checkbox"/> ③不適合処置、是正・予防処置の内容は、今後不適合製品の発生を防止する適切なものか。		

注(※1)：関連するISO9001の要求事項

(※2)：監督員が把握するために参照する、受注者が作成する記録の例

9 立会、確認及び把握の程度

6及び8に基づき行う立会、確認及び把握の程度の合計は、この取扱いを受けなかったとすれば要していた立会、確認及び把握の程度の合計以下となるよう適切な時期に実施する。

10 本要領の取扱いの中止

次に掲げる場合においては、この取扱いを中止し通常の監督業務を実施する。

- (1) 7に定める受注者の検査記録の確認及び8の品質マネジメントシステムの運用状況の把握を行った結果、不適合が多いと認められたとき。
- (2) 3による申し出があったとき。